

# 帝国都市と帝国裁判所 —18世紀帝国最高法院におけるケルン上層市民間の裁判

渋谷 聡\*

Reichsstadt und Reichskammergericht : Die Prozesse zwischen den höheren Bürgern der Reichsstadt Köln beim Reichskammergericht im 18. Jahrhundert

Akira SHIBUTANI

キーワード：帝国裁判所・帝国最高法院・帝国都市・ケルン・近世ドイツ

## Zusammenfassung

Im deutschsprachigen Raum der frühen Neuzeit gab es noch nicht den deutsch genannten Einheitsstaat. Im Heiligen Römischen Reich Deutscher Nation bestand der föderative Staatenbund, der sowohl den Territorien der Fürsten wie auch den Reichsstädten ihre Souveränität genehmigte und sie lose vereinigte. Zur Vereinigung des Reiches hatten die Institutionen des Reiches wie der Kaiser als Staatsoberhaupt, der Reichstag, die Reichsgerichte und die Reichskreise als Verwaltungsbezirke beigetragen. Als Reichsgerichte hatte man zwei Institutionen, erstens den Reichshofrat, der auf Initiative des Kaisers gegründet wurde, zweitens das Reichskammergericht, das aus dem Vorschlag der Reichsstände gestiftet wurde. In der frühen Neuzeit appellierten die Untertanen an diesen zwei höchsten Reichsgerichte gegen Urteile, die ihnen von Gerichten der Territorien und der Reichsstädte gefällt wurden. Beim Reichskammergericht als äußerer Autorität reichten die Bürger der Reichsstädte, die damit vertraut waren, dass das Reichskammergericht in die rechtliche Streitigkeiten aus dem Gesichtspunkt „der Stützung der wohl erworbenen Rechte der Untertanen“ sich einmischte, ihre Klagen ein, um ihre Konflikte zu lösen.

In diesem Aufsatz werden die Prozesse zwischen den höheren Bürgern der Reichsstadt Köln, die beim Reichskammergericht des 18. Jahrhunderts geführt wurden, untersucht. Es lässt sich erschließen, dass beim Reichskammergericht sowohl die Lösungen der Konflikte wie auch die verschiedenen Kommunikationen, die im Verlauf der Prozesse entwickelt wurden, eine lose föderative Vereinigung der gespaltenen Reichsstädte zu einem Reich hervorbringen konnten.

---

\*島根大学法文学部

## はじめに

近世（16—18世紀）におけるドイツ語圏地域には、「ドイツ」と名乗る統一的な国家はなお存在せず、神聖ローマ帝国（以下、帝国と略記）のもと、三百近くにのぼる諸侯の領邦と自由都市（帝国都市）に自治権が認められ、ゆるやかに統合された、いわば連邦制的な国家連合が成り立っていた。帝国に統合をもたらしたのは、首長としての皇帝、帝国議会、帝国裁判所、地方管区としての帝国クライスなどを中心とする帝国の諸機関であった<sup>1)</sup>。このうちの帝国裁判所については、皇帝の主導権のもとで設立された帝国宮内法院 Reichshofrat、ならびに帝国諸身分の発案によって設けられた帝国最高法院 Reichskammergericht という2つの機関が存在した。これら2つの帝国裁判所には、近世全般をつうじて、居住する領邦や都市の裁判所から示された判決を不服とする臣民から、多くの訴え（上訴）が持ち込まれた。とりわけ、当時の帝国都市における法的な諸問題に対して、「臣民の既得権擁護」の観点から帝国最高法院が介入しうることを熟知していた都市市民は、外部の権威である帝国最高法院への提訴を積極的に行い、紛争解決への糸口を求めたのである（帝国裁判所の概要については後述）。

本稿は、18世紀の帝国最高法院で争われた、帝国都市ケルンにおける上層市民間の裁判を検討することを目的とする。すなわち、帝国裁判所における紛争解決と紛争の過程で展開された多様なコミュニケーションが、帝国におけるゆるやかな連邦制的統合（帝国都市の分立とこれら諸都市の帝国への統合）を生み出した要因の1つでありえたことが明らかにされる。

以下では、本稿に直接かかわる論点を中心

に、わが国におけるいくつかの先行研究に依拠しながら、帝国都市ケルンの国制構造（第1章）、帝国最高法院の概要（第2章）を確認した上で、18世紀ケルンで展開された上層市民間の裁判の内容とその意義について（第3章）、検討を進めることにしたい。

## 1 帝国都市ケルンの国制構造

帝国自由都市の典型ともいべきケルンの歴史については、文字通り、汗牛充棟とする形容にふさわしい規模の研究が、内外において蓄積されて、今日に至っている。本章では、中世後期から近世にいたる、帝国都市ケルンの国制構造における特徴を把握することにした<sup>2)</sup>。

ケルンでは、1396年6月18日に勃発した都市騒擾を契機として、「ガッフェル体制」と呼ばれる、二元的権力構造が生み出された。ガッフェル Gaffel とはケルン固有の仲間団体であり、より詳しくこれを定義するとすれば、「ツンフト（同職組合、ギルド=渋谷）・兄弟団を母体にして市民・住民全員加入原則に基づき編制された市政官（後述する「参事会員」-渋谷）選出団体<sup>3)</sup>」であった。すなわち、14世紀半ば以降における手工業ツンフト、商人ガッフェルの台頭のもと、彼ら自身のケルン市政への参画を求めて戦われた都市騒擾は、1396年9月14日に公布された「同盟文書」Verbundbrief をもたらした。この文書に規定された、ガッフェル体制の基本構造を確認することにしてしよう<sup>4)</sup>。

ガッフェル体制とは、市政を担当する参事会 Rat、ならびに市民権保持者としてのケルン市民からなる理念的な都市共同体との間で権力が分有される、二元的権力構造を指す。参事会の構成員（参事会員 Ratsherr）は、22のガッフェルから選出された。すなわち、「単数

または複数の同職組合と商人団体を基礎として形成されたこの仲間団体から、それぞれ一定数（1-4人）、合計36人の参事会員が選出され、「選出された参事会員は、さらに13人の『ゲブレヒ』Gebrechと呼ばれる参事会員を彼らに加えた」。総勢49名にのぼる参事会員は、「ガッフェル及び全市民の中から2名の市長Bürgermeisterを選出」した<sup>5)</sup>。参事会員と市長の任期は1年とされ、その選挙は年2回、すなわち聖ヨハネの日（6月24日）とクリスマス（12月25日）に行われ、その半数ずつが交代した。任期を終えた参事会員と市長については、その後の2年間、再選されることが禁じられた<sup>6)</sup>。

参事会には、つぎの4つの案件をのぞくすべての案件について、単独で決定する権限が認められていた。4つの案件とは、戦争の遂行、平和の確立、外部勢力との同盟の締結、1000グルデンを超過する起債と出費である。都市共同体にとって最重要である、これら4つの案件の決裁については、各ガッフェルから2名ずつが選出され、合計44名の代表者によって構成される「44人委員会」Vierundvierzigerを招集して、その承認を得ることが必要とされた<sup>7)</sup>。

ここには、市政を主導するための相当な権限を参事会に対して認めつつも、都市共同体としてのケルンの行方を左右しうる重大な案件については、22のガッフェルからなる都市共同体の承認を不可欠の手続きとすることにより、参事会による市政を監視する仕組みが成り立っていた、と見ることができよう。参事会と都市共同体の双方が2つの権力主体として対峙しつつ「同盟」する、という「同盟文書」という呼称の含意が、この仕組みに具体化されていた。さらに、帝国都市ケルンにおける市民的権利は、ガッフェルに加入する

ことを前提として、人々に付与された（「同盟文書」第13項<sup>8)</sup>）。各ガッフェルには旗頭Bannerherrや組合頭Amtmeisterと呼ばれる有力者がいたが、これらの有力者が22のガッフェルから成る都市共同体を代表して、参事会による市政を監視していた。

おおよそ以上のように概観しうる帝国都市ケルンのガッフェル体制、すなわち参事会と都市共同体による二元的権力構造は、近世においても継承された<sup>9)</sup>。もっとも、16世紀後半から17世紀になると、ガッフェルの代表者として市政を監視すべき旗頭職につく者の多くが参事会員職をも兼ねるようになり、参事会とガッフェルとが事実上は同一の存在になっていく（1609年の「ガッフェル条令」Gaffelordnung<sup>10)</sup>）。本稿が検討対象とする18世紀には、特定門閥による寡頭制が、帝国都市ケルンにおける常態となっていたことに、留意する必要がある。

## 2 帝国最高法院と不上訴特権

### 1) 帝国最高法院の歴史概観

帝国最高法院は、帝国内の平和維持のあり方をめぐって進められた「帝国改革」Reichsreformの所産であった<sup>11)</sup>。1495年のヴォルムス帝国議会において、「永久ラント平和令」Der ewige Landfriedeが議決されたことにより、それまで認められてきた権力紛争の武力による解決、すなわちフェーデFehdeの合法性が否定され、裁判による紛争解決のみが合法とされた。そのための裁判を行う場として、「皇帝から切り離された常設裁判所の設立」を求めた、帝国諸身分の主導権のもと、皇帝の影響力が及びにくい（オーストリア以外の）地に設けられた最高裁判所が、帝国最高法院である。帝国最高法院は、1495年に帝国都市フラ

ンクフルト・アム・マインに設立された後にいくつかの都市に移転したが、1527年から1689年までは中部ドイツ、ライン川沿いの帝国都市シュパイヤーをその本拠地とし、1689年から帝国が崩壊する1806年にいたるまで、ヘッセン地方の帝国都市ヴェッツラーをその所在地とした。

裁判官の任命について1495年の設置規則では、長官Kammerrichterと16名の陪席判事Beisitzerを置くこととされたが、その後陪席判事は50名にまで増員された。長官については、グラーフ（伯）ないしはフライヘル身分の貴族の中から皇帝がこれを任命した。陪席判事に関しては、帝国諸身分が主導権を有する裁判所にふさわしく、皇帝と諸身分双方からの推挙にもとづき、帝国議会によって任命された。このような任命のされ方から、陪席判事は、実際には帝国諸身分の利益代表になりがちであったため、とりわけ宗教改革以降の諸身分間における宗派対立が激化した時期には、裁判所としての機能を停止させてしまうことにもなった。

帝国最高法院による管轄対象地域は、一部の例外をのぞいて、帝国の全土に及んだ。また、管轄対象となる事件としては、平和令違反、帝国アハト（追放刑）の無視、帝国の権益に関する事件、帝国直属身分同士の争いが扱われ、帝国直属身分の者に対する訴えの第一審としても帝国最高法院が機能した。

本稿の議論にとっても重要なのは、この裁判所が上訴審として、領邦や帝国都市の裁判所が下した民事事件の判決に対する管轄を有した点である。とりわけ17世紀後半以降になると、この管轄をつうじて帝国裁判所は、領邦君主権の先鋭化を緩和する役割を果たすようになった。この点について、節をあらためて、少し詳しく概観することにしよう。

## 2) 臣民の上訴審としての帝国最高法院

17世紀後半以降、領邦や帝国都市の臣民にとって、帝国最高法院は、民事事件判決に関する上訴審として意義を持つようになった。「領邦や帝国都市の当局による新たな法令が臣民の既得権 *jura quaesita* を犯した場合には、臣民には帝国最高法院に上訴する権利が留保される」とする認識が、最高法院の陪席判事の間で普及するようになり、臣民は訴訟代理人 *Prokurator* をたてて、上訴を行った<sup>12)</sup>。

なお、上訴審として帝国最高法院が活況を呈したこととの関連から、その裁判活動の実態についてふれておく必要がある。文豪であったと同時に、ザクセン＝ヴァイマル公国で大臣も務めたゲーテ（1749-1832）は、その若き日を帝国最高法院の司法修習生としてヴェッツラーで過ごしたが、彼の自伝的小説である『詩と真実』の一節において、この裁判所が実際には無力であった様子（膨大な遅延訴訟と未決の訴訟の増大）を伝えている<sup>13)</sup>。このようなゲーテの証言も手伝って、従来の通説においては、17世紀末以降、帝国最高法院の活動は、皇帝直属の最高裁判所であり、迅速な判決を下すことができた帝国宮内法院の活動に対して、遅れをとるにいたった、と考えられてきた。

ところが、近年の研究によって、裁判活動の実態が明らかにされることにより、旧来からの評価は修正を余儀なくされている。確かに帝国最高法院では、最終的な判決にまでいたらず、ゲーテの言うように、未決に終わる訴訟が少なくなかった。その代わりに、訴訟の当事者双方に対して和解勧告が示され、これにもとづく「仲裁」により紛争解決に至るケースが多かったのである。最高法院による和解勧告文書は印刷に付され、紛争当事者の

所属する領邦や都市の臣民に配布されることにより、当該地域社会の公共に向けて訴えかけられ、解決が図られた<sup>14)</sup>。こうした状況から、17世紀末以降においても、帝国最高法院において、そこに持ち込まれた訴え件数の水準に相応する活動が展開されていたことが明らかにされている。

### 3) 不上訴特権をめぐる状況

近世ドイツ帝国の裁判制度を考える上で見落としてはならないのが、皇帝から帝国諸身分に付与された「不上訴特権」privilegium de non appellandoの問題である。「不上訴特権」とは、自領内の臣民に対して、前節で述べたような帝国裁判所に対する上訴を行うことを禁止するために、帝国諸身分が有した特権である<sup>15)</sup>。皇帝が帝国諸身分にたいしてこの特権を付与することには、2つの意味があった。すなわち、第1に、特権の付与と引き換えに、諸身分の領内における裁判組織の整備を進めさせることであった。ついで、帝国全体の裁判組織の整備が含意された第1の意味とは別に、2つめの意味として、皇帝が取った折々の政策に対して諸身分の支持を獲得するための見返りとして、不上訴特権が彼らに与えられることもあった<sup>16)</sup>。

帝国都市ケルンも、不上訴特権を有していた。1576年10月29日、時の皇帝ルドルフ2世は、ケルンをはじめとする帝国都市の統治体制を安定させることをのぞんで、ケルンなどいくつかの帝国都市の参事会に対して、不上訴特権を認めた。この特権により、ケルンにおいては、ガッフェル間の裁判をめぐる参事会ないしはその委託を受けた委員会により示された決定(判決)について、ケルン市民が帝国裁判所への上訴を行うことは許され

なくなった。ルドルフ2世による不上訴特権については、1623年にもこの特権が保持されていることが再確認されている<sup>17)</sup>。

もっとも、帝国裁判所への上訴を禁じた不上訴特権の存在にもかかわらず、17、18世紀のケルン市民は頻繁に帝国最高法院に上訴を行っていた。市民の上訴を助けた訴訟代理人の著した種々の文書からも、不上訴特権がいわば「周辺的なテーマ」に過ぎなかったことが読み取れる<sup>18)</sup>。こうした事態を後押ししていたのは、前述したとおり、「臣民の既得権を当局の侵害から擁護すること」が帝国最高法院とそこに勤務する法曹たちの責務であるとする、同時代の認識であった。

## 3 帝国都市ケルンにおける上層市民間の裁判

本章では、ひとつの事例研究として、18世紀中頃に帝国最高法院で争われたケルン上層市民の間の裁判を検討することにしたい。検討に際しては、この事例もふくめて帝国最高法院におけるケルン市民の裁判を扱った、Ph・ノルトローによる博士論文<sup>19)</sup>、帝国裁判所での裁判事例に関するケルン市立歴史文書館の文書目録<sup>20)</sup>、および筆者が参照しえた同文書館所蔵の関連文書<sup>21)</sup>などを参照しながら、論を進めることにしたい。

### 1) 帝国最高法院による裁定通知(1725年5月23日)まで

1723年の帝国最高法院への原告による提訴に始まり、1741年の和解により終結したこの裁判事例における原告と被告は、次のとおりである。原告ペトルス・A・ヴァレン P.A.Val-len は、ぶどう酒商を営む参事会員であった。対する被告ニコラウス・デ・グローテ N.de

Grooteは、桶屋組合の有力者（旗頭兼組合頭）であると同時に、18世紀中に24回市長職を担った門閥家系の出身でもあった<sup>22)</sup>。被告がケルン都市門閥の出身であり、加えて係争のさなかにみずからも市長職に選ばれたことが、この裁判の行方を大きく左右することになった。なぜならば、1725年6月24日（聖ヨハネの日）の参事会改選によって選出されたデ・グローテ市長を首班とする新参事会は、原告ヴァレンの主張を認めた帝国最高法院による裁定を無視し、これにもとづく前参事会の決定を破棄したからである。

議論をいささか先走る形になったところで、経緯にそってこの裁判の内容を確認していくことにしよう。

ぶどう酒商ヴァレンは、自分が取り扱っていたワインに関して、みずからワイン樽を補強するために、樽に鉄のたがをはめていた。ところが、帝国都市ケルンでは、ワイン樽に鉄のたがをはめる業務は、ながらく桶屋組合の特権であるとされてきたため、桶屋組合からの通告にもとづいて、参事会はヴァレンに対し、25金グルデンの罰金刑を宣告した。これを不服としたヴァレンが、1723年8月9日、訴訟代理人A・J・シュテファニA.J.Stephaniにより帝国最高法院宛での請願を提出したことから、この裁判は始まった<sup>23)</sup>。

一方、ヴァレンによる最高法院への提訴（上訴）をにらんで、参事会は市民J・デルクムJ. Derkum（人物についての詳細は不詳）を召還し、桶屋組合の特権に関する証言を聴取している（1723年9月25日）。それによると、ワイン樽に鉄のたがをはめる業務は桶屋組合の特権事項なので、ヴァレンの行為はこれに違反するものである旨、証言がなされている<sup>24)</sup>。他方で桶屋組合は、1681年のツンフト規約Zunftordnungの条文にも、当該案件が同組合

の特権であることが明記されていることをもって、その論拠としていた<sup>25)</sup>。

ところが、事態はいったんヴァレンに有利に推移する。すなわち、帝国最高法院における裁定訴訟（原告の一方的な申し立てに基づいて、裁判所の裁定Mandatによって、被告に対して、直ちにまたは一定期間内に原告を満足せしめることが要求される手続き）を選択したヴァレンの訴訟代理人による訴えが認められた結果、市長、参事会、桶屋組合の旗頭、組合頭に対して、ヴァレンの営業に付随するたがはめ作業を妨害してはならない、とする裁定が、翌年1724年の5月20日に示されたのである<sup>26)</sup>。ここには、18世紀における営業の多様化をふまえて、ツンフトの特権を絶対視することなく判断をこころみ、関連法曹の視点をかいま見ることができよう。

原告ヴァレンにとって有利な審理の推移は、同年7月12日付けでケルン市長、すなわち被告デ・グローテ宛てで提示されたヴァレンの文書<sup>27)</sup>、及び同日付けのヴァレンによる備忘録<sup>28)</sup>からもうかがわれる。すなわち、この2つの文書において、ワイン樽に鉄のたがをはめる業務は、桶屋組合に所属しない市民にも許容されている慣行であり、自身の行為はこの慣行にそったものであったこと、したがって自身に科された罰金刑を取り消すべく暫定的な措置が取られるべきであることなどについて、ヴァレンはたたみかけるように主張している。

帝国最高法院の裁定について、これを認めなかった桶屋組合側は、この時点で訴訟代理人J・W・ヴァイラッハJ.W.Weylachをたてて、関連文書を帝国最高法院に提出した。ここに、審理が継続することになった<sup>29)</sup>。

桶屋組合の対応にもかかわらず、なおこの時点では、裁判の行方は原告ヴァレンにとっ

て有利なように見えた。すなわち、3日後の5月23日、桶屋組合の抵抗があったにもかかわらず、参事会は、裁定に示された指示にしたがい、当該案件を現地のケルンで組織される調査委員会で調査させるとした、参事会の当初案を撤回し、外部の大学の法学者に判定依頼を行うことを決定した（いずれの大学に依頼すべきかについては不明）。この決定は、同年6月20日にも参事会において確認されている<sup>30)</sup>。

原告に有利に推移していたかに見えたこの裁判であったが、参事会の決定にもかかわらず、4日後の6月24日、その行方は大きく転換することになった。

## 2) 参事会改選（1725年6月24日）以降の展開

第1章で述べたように、帝国都市ケルンにおける参事会は、年2回の選挙でその半数が改選された。すなわち、聖ヨハネの日（6月24日）とクリスマス（12月25日）に1年任期の参事会員の半数が選挙され、選ばれた参事会員と他の市民もふくめた中から、同じく任期1年の市長（2名）が選出されたのである<sup>31)</sup>。1725年6月24日における参事会選挙において、都市門閥の一員であり、この裁判の被告であったデ・グローテが選出され、市長にも選ばれたことは、いわば当時のケルン市政においてクーデターと呼びうる事態をもたらすことになった。

デ・グローテを市長にいただく新参事会は、係争中の訴訟等については中立の立場を取る、とする慣行を破り、前参事会による5月23日の決定を破棄し、帝国最高法院における訴訟をあらためて再開させた<sup>32)</sup>。ここには、いうまでもなく、門閥としてケルン市政に隠然たる

影響力を有していた市長であり、被告であるデ・グローテの意向が働いていたであろう。こうした被告側の攻勢を物語る裁判関連文書として、被告側は、ケルン市参事会が皇帝ルドルフ2世より与えられた「1526年の不上訴特権」（第2章第3節を参照）の写し<sup>33)</sup>を提示し、さらには同時代の皇帝カール6世（在位1711-1740年）から付与された同じ趣旨の不上訴特権<sup>34)</sup>を提出することに成功している。

ただし、「ガッフェル間の裁判をめぐる参事会ないしはその委託を受けた委員会により示された決定（判決）について、ケルン市民が帝国裁判所への上訴を行うこと」を禁じた、1526年の不上訴特権が、自動的に被告の主張を裏付ける論拠になりえたか、という点も必ずしもそうではなかった。すなわち、経済状況などに顕著に現れた時代の変化、さらには前述した17世紀末以降における帝国最高法院の司法判断の基調（臣民の既得権擁護）などの諸要因に照らした上で、不上訴特権の当否に関する判断は、最終的には帝国最高法院での審理に委ねられるべきとされたからである<sup>35)</sup>。

こうして仕切り直しに入った、帝国最高法院における裁判の開始に際して、原告、被告の双方は、「公開書簡」の形式において、裁判にのぞみずからの姿勢を訴えている（1725年、月日については文書の判読ができなかったため、不詳<sup>36)</sup>）。この文書は、ケルン市立歴史文書館に所蔵されている当該裁判関連の他の文書がすべて「手書き」文書であるのとは装いを異にし、「活字」で著されている。文書の内容については双方ほぼ同じであり、関連する人物（原告、被告、双方の弁護人など）の氏名のみが異なる。文書の内容について、要約的に示してみると、以下のようになる。

「原告（ないし被告）たる私は、この公開書簡 *offener Brief* でもって、私の親族と子孫の

ために、以下のことを宣言する。以前から帝国最高法院で争われ、今後も争われるであろう私の訴訟に関して、学識ある法学修士Lizenziatであり、最高法院の訴訟代理人でもある2名の法曹を、私は弁護人Anwaldとして雇用し、任命した。必要のある限り、不利益な判断に対して、私は何度でも召還に応じて、反論する。私や私の子孫にとって不利益な判決が下された場合には、弁護人をあらためて雇い、相手方による訴えを取り下げさせるよう尽力する。誤って罰金を課せられた場合には、その措置を取り消させ、(罰金による)損害を補償させる。この文書が真正のものであることについて、私は通常用いている印章Pettschaftでもって確認し、自らの手による署名を施す。」

おおよそ上記の内容からなる、原告、被告双方の「公開書簡」については、管見のかぎり、ノルトローを含めた先行研究においては触れられていない。したがって、本書簡がこの裁判の進展にいかなる影響を及ぼしたかについては、現時点では知りうるすべがない。しかしながら、第2章第2節で述べたように、帝国最高法院による和解勧告文書が、印刷と配布をつうじて当該の地域社会に周知されたことにより、和解にむけた紛争解決の妥当性は、公共の判断に委ねられることが多かった。本稿で論じている訴訟がこの「公開書簡」をつうじてケルン市民による公共の判断を求めたものかどうか、についてここで判断を下すことはできないが、その可能性の存在を示唆する史料としてこれに注目し、今後補足的な検討を進めることにしたい。

さて、帝国最高法院に再度持ち込まれた本訴訟において、原告ヴァレンは名誉毀損という主張も持ち込んで争い、さらには帝国宮内法院にまでその判断を求めたが、納得のいく

判決を得るにはいたらなかった<sup>37)</sup>。1728年には、訴訟の途上でヴァレンが死を迎えたため、その未亡人アンナ・K・フォン・ローベルツAnna.K.von Robertzが原告を引き継ぎ、亡夫の名誉毀損を訴えていくことになった<sup>38)</sup>。

残念ながら、その後の裁判の詳細について、ノルトローをふくめた先行研究では明らかにされていない。結論を先取りすると、ヴァレンの死から13年後の1741年に、ようやく両者は和解にいたった<sup>39)</sup>。この和解にいたったプロセスの詳細については不明である。しかしながら、被告デ・グローテが論拠とした1681年の「ツunft規約」(ワイン樽に対する鉄のたがはめ業務を桶屋組合の特権と規定、本章第1節参照)そのものについて、1727年、1740年の2度にわたって、参事会がこれを無効と見なす判断を下していたことにノルトローは注目し、ここに帝国最高法院の裁定(1724年5月)が長期にわたって及ぼした影響力を指摘している<sup>40)</sup>。さらに、先に述べた参事会員と市長の選出規定の原則からすれば、市長であった被告デ・グローテと彼の与党として選出されたとであろう参事会員の任期は1726年6月23日までの1年間であり、それ以降彼らは市政を離れ、少なくとも2年の間、再選されることができなかつたはずである。このようなケルン市政の状況についても、先行研究にはふれられていない。ケルン市立歴史文書館に所蔵されている関連文書の調査もふくめて、補足的な検討を進めることにしたい。

## おわりに

以上、不十分ではあったが、18世紀の帝国都市ケルンを対象として、帝国最高法院で争われた上層市民間の裁判に関する一例を検討することができた。18世紀のドイツ(神聖ローマ帝国)において、領邦諸国家による行政・



軍事・経済面での統合が進展する中で、ケルンをはじめとする帝国都市は、ややもするとその自治権を脅かされがちであった。このように、経済的、政治的に停滞期に陥っていた帝国都市にあって、その正統な居住者である市民の権利もしばしば侵されることとなった。これら市民からの上訴に対して、「臣民（市民）の既得権擁護」の観点から、帝国最高法院はこれを受け止めて裁判を行い、その判断（裁定や和解勧告）をつうじて、帝国都市の市政に司法の側面から介入することができた。その過程で展開された多様なコミュニケーションは、帝国におけるゆるやかな連邦制的統合（帝国都市の分立とこれら諸都市の帝国への統合）を生み出すことにもつながっていたのである。

#### 【付記】

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序」（代表者服部良久：2009—2013年度）による研究成果の一部である。

#### 【注】

- 1) さしあたり、渋谷による以下の文献を参照。『近世ドイツ帝国国制史研究—等族制集会と帝国クライス』ミネルヴァ書房、2000年。「神聖ローマ帝国をめぐる研究動向—近年のドイツにおける「国家・国民」意識によせて」『史林』第89巻1号、2006年。「神聖ローマ帝国とオーストリア」（第1部「近世ヨーロッパ」第3章「自由と専制のはざままで」第1節）上垣豊ほか編著『大学で学ぶ西洋史（近現代）』ミネルヴァ書房、2011年2月刊行予定。
- 2) ここでは、主に以下の文献を参照した。
  - 3) 田北、前掲書、323頁。
  - 4) 高津、前掲論文を参照。なお、林、前掲書、95–107頁には、「同盟文書」の邦訳が掲載されている。
  - 5) 高津、前掲論文、41頁。林、前掲書、101頁。なお、高津氏はGebrechを「ゲブレヒ」と訳しているが、本稿では林氏、田北氏の訳も参照したうえで、「ゲブレヒ」としている。
  - 6) Nordloh, Philipp, *Kölner Zunftprozesse vor dem Reichskammergericht*, Frankfurt am Main, 2008, S. 239, Anm. 969.
  - 7) 高津、前掲論文、41頁。
  - 8) 高津、前掲論文、41–42頁。
  - 9) 近世都市における同様な権力構造について、筆者は司教都市ミュンスターを事例として検討している。渋谷聡『『近世的都市共和主義』の展開と終息—神聖ローマ帝国とアーバン・ベルト地帯のはざまから』小倉欽一編『近世ヨーロッパの東と西—共和政の理念と現実』山川出版社、2004年。
  - 10) 高津、前掲論文、48–50頁。
  - 11) 帝国最高法院、帝国宮内法院に関しては、以下の文献を参照。Diestelkamp, Bernd, *Tendenzen und Perspektiven in der Erforschung der Geschichte des Reichskammergerichts*. In: I. Scheurmann (Hg.), *Frie-*

- den durch Recht.Das Reichskammergericht von 1495 bis 1806*, Mainz 1994, S. 453–456. 勝田有恒 「帝室裁判所規則—1495年」『西洋法制史料選 III』創文社、1979年所収、村上淳一 『『良き旧き法』と帝国国制』『法学協会雑誌』第90巻第10・11号、第91巻第1号、同「国家の概念史における帝国と領邦」吉岡明彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、1979年、同『近代法の形成』岩波書店、1979年、W・ゼラート/和田卓朗訳「帝国宮廷顧問会とカンマー裁判所 その意義と研究」『法学雑誌』（大阪市立大学）第46巻第4号、2000年、村上裕「帝室裁判所と宗派对立」勝田有恒ほか編著『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年。以下の本節の叙述は、前掲の村上裕氏担当執筆部分、173–175頁による。
- 12) Nordloh, *a.a.O.*, S. 70f.
- 13) ゲーテ著、山崎章甫訳『詩と真実』第3部、岩波書店、1997年、131–135頁。
- 14) Gabel, Helmut, „Daß ihr künftig von aller Widersetzlichkeit, Aufruhr und Zusammenrottierung gänzlich absteht.“ Deutsche Untertanen und das Reichskammergericht. In : I. Scheurmann (Hg.), *a.a.O.*, Mainz 1994, S. 273–280, hier S. 277–280.
- 15) 「不上诉特権」については、つぎの文献を参照。Eisenhardt, Ulrich, *Die kaiserlichen privilegia de non appellando*, Köln–Wien 1980.
- 16) Eisenhardt, *a.a.O.*, S. 52–64.
- 17) Eisenhardt, *a.a.O.*, S. 95. ケルン市が付与された当該の不上诉特権の原典については、Eisenhardt, *a.a.O.*, S. 249–252.
- 18) Nordloh, *a.a.O.*, S. 70f.
- 19) *Ebenda*.
- 20) Nippert, Klaus (bearb.), *Reichskammergericht Köln*, Bd. 4, Teil 1, Köln 2002.
- 21) HASTK, RKG, V3 V20/49 ; Nippert, *a.a.O.*, S. 64–66.
- 22) Nordloh, *a.a.O.*, S. 233.
- 23) Nordloh, *a.a.O.*, S. 233f.
- 24) HASTK, RKG, V3, fol. 36v.–37r.
- 25) Nordloh, *a.a.O.*, S. 241.
- 26) *Ebenda*.
- 27) HASTK, RKG, V3, fol. 4r., 5r.–8r.
- 28) HASTK, RKG, V3, fol. 2v.–4r.
- 29) Nordloh, *a.a.O.*, S. 238.
- 30) Nordloh, *a.a.O.*, S. 238–240.
- 31) Nordloh, *a.a.O.*, S. 239f.
- 32) Nordloh, *a.a.O.*, S. 244.
- 33) HASTK, RKG, V3, fol. 41r.–43v.
- 34) HASTK, RKG, V3, fol. 49v.–50r.
- 35) Nordloh, *a.a.O.*, S. 241–244.
- 36) HASTK, RKG, V3, fol. 93v.–98v.
- 37) Nordloh, *a.a.O.*, S. 244f.
- 38) Nippert, *a.a.O.*, S. 66.
- 39) Nordloh, *a.a.O.*, S. 245.
- 40) Nordloh, *a.a.O.*, S. 245f.